



みよし男女共同参画プラン  
パートナー 2014-2018

みよし市

# みよし男女共同参画プラン『パートナー』2014-2018

## 目 次

### 第1章 男女共同参画社会とは

### 第2章 プランの基本的な考え方

- ◇ プラン策定の趣旨
- ◇ プランの位置づけ
- ◇ プランの推進期間
- ◇ プランの基本理念

### 第3章 みよし市の男女共同参画を取り巻く状況

### 第4章 プランの内容

- ◇ プランの体系
- ◇ 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を目指す意識づくり
- ◇ 基本目標Ⅱ 男女ともあらゆる分野へ参画できる機会づくり
- ◇ 基本目標Ⅲ 多様な働き方を選択できる環境づくり
- ◇ 基本目標Ⅳ 健康で安心して暮らせるための基盤づくり
- ◇ 基本目標Ⅴ プランの総合的な推進体制づくり

### 第5章 数値目標

### 第6章 参考資料

- ◇ 男女共同参画に関する年表
- ◇ みよし男女共同参画プラン策定経過
- ◇ みよし男女共同参画プラン審議会委員名簿
- ◇ 男女共同参画社会基本法
- ◇ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

## 第1章 男女共同参画社会とは

### 男女共同参画社会とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

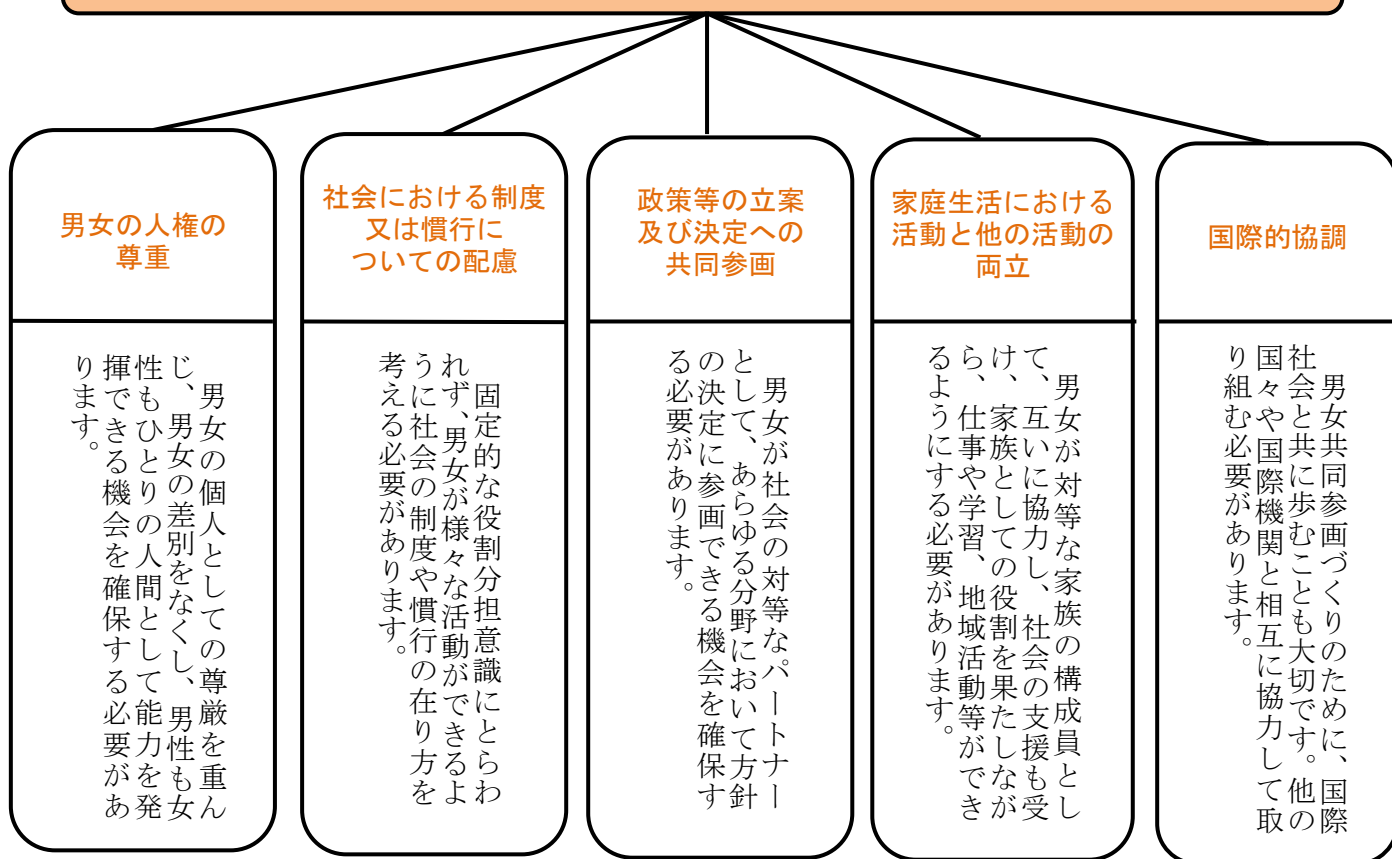
(男女共同参画社会基本法第2条)

### 男女共同参画社会基本法 (平成11年6月23日公布・施行)

基本法では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱(基本理念)を掲げています。

また、行政(国及び地方自治体)と国民それぞれが果たすべき役割(責務、基本的施策)を定めています。

#### 基本理念 <男女共同参画社会を実現するための5本の柱>



#### 国・地方公共団体及び国民の役割

##### 国の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定
- 積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施

##### 地方公共団体の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む
- 地域の特性を活かした施策の展開

##### 国民の責務

- 男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている

## 男女共同参画社会のイメージ図

**男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会**

### 職場に活気

- 女性の政策・方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍することによって、経済活動の創造性が増し、生産性が向上

- 働き方の多様化が進み、男女がともに働きやすい職場環境が確保されることによって、個人が能力を最大限に発揮

### 家庭生活の充実

- 家族を構成する個人がお互いに尊重し合い協力し合うことによって、家族のパートナーシップの強化

- 仕事と家庭の両立支援環境が整い、男性の家庭への参画も進むことによって、男女がともに子育てや教育に参加

### 地域力の向上

- 男女がともに主体的に地域活動やボランティア等に参画することによって、地域コミュニティが強化

- 地域の活性化、暮らし改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境が実現

ひとりひとりの豊かな人生

仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現

参考：内閣府男女共同参画局「男女共同参画社会の実現を目指して」

## 第2章 プランの基本的な考え方

### ◇ プラン策定の趣旨

男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会。平成 11 年 6 月に施行された「男女共同参画社会基本法」（※第 6 章に掲載）の中で、この男女共同参画社会の実現が、21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けられました。

みよし市においても、国際社会や国、県の動向を踏まえ、平成 15 年度から 19 年度までの 5 か年を計画期間とする「みよし男女共同参画プラン『パートナー』」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた総合的かつ計画的な施策を積極的に実施してまいりました。

この「みよし男女共同参画プラン『パートナー』」は、男女を取り巻く社会環境の変化に対応すべく平成 20 年度に見直しを行い、平成 21 年度から平成 25 年度までを推進期間とする改訂版を発行。数値目標を設け、施策の推進に努めてまいりました。

そして見直しから 5 年。推進期間の最終年を迎えた今、社会情勢は大きく変化しています。加速する少子高齢化や経済情勢を反映した労働環境の変化、大規模災害から発生した様々な問題、また深刻化する配偶者や恋人からの暴力など、新たに多くの社会的課題が生じています。

そこで今回、社会情勢の変化を踏まえつつ、みよし市の男女を取り巻く状況に対応した「みよし男女共同参画プラン『パートナー』2014～2018」を策定しました。

### ◇ プランの位置づけ

- (1) 本プランは、「男女共同参画社会基本法」に基づく計画であり、本市における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。また、「みよし市総合計画」において「市民と行政の協働による自立した自治体経営」分野の中に掲げた「男女共同参画社会の推進」に向けた部門別計画です。
- (2) 本プランのうち基本目標Ⅳの方針 3 「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律(平成 19 年 7 月 11 日公布、平成 20 年 1 月 11 日施行)」第二条の三第 3 項（※第 6 章に掲載）に基づく、みよし市における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画とみなします。

## ◇ プランの推進期間

この計画の推進期間は、平成 26 年度（2014 年）から平成 30 年度（2018 年）までの 5 年間とします。ただし、国や県をはじめ社会情勢の変化に適切に対応し、施策を効果的に進めるために、必要が生じた場合には計画の見直しを行います。

## ◇ プランの基本理念

みよし市では、「みんなで築く ささえあいと活力の <sup>まち</sup>都市」を目指してまちづくりを進めています。

この、まちの将来像の実現に向け、みよし市では、「男女共同参画社会基本法」の基本理念を尊重しながら、次に掲げる 4 つの項目を本プランの基本理念とし、男女共同参画の施策を展開していきます。

- （１）男女が性別による差別的扱いを受けることなく、個人としての尊厳が重んじられる。
- （２）性別による固定的な役割分担等を反映した制度や慣行により、男女の社会における活動の自由な選択が制限されることなく、個人としての能力を発揮できる。
- （３）家族を構成する男女が、子育て、介護その他の家庭生活における活動と、職場、地域その他社会生活における活動に対等に参画できる。
- （４）女性に対するあらゆる暴力を根絶する。



男 女 共 同 参 画

男女共同参画社会基本法制定 10 周年(平成 21 年)に作成された、男女共同参画のシンボルマーク。



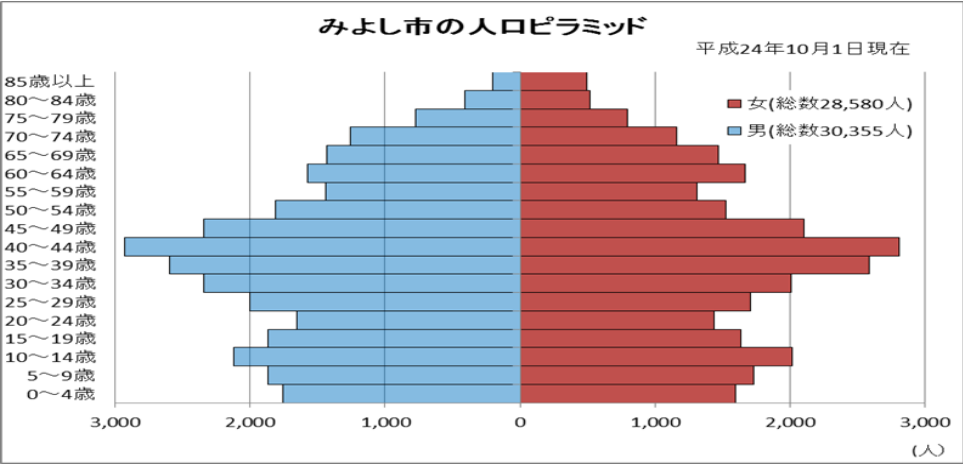
内閣府男女共同参画局が制定した、女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク。

### 第3章 みよし市の男女共同参画を取り巻く状況

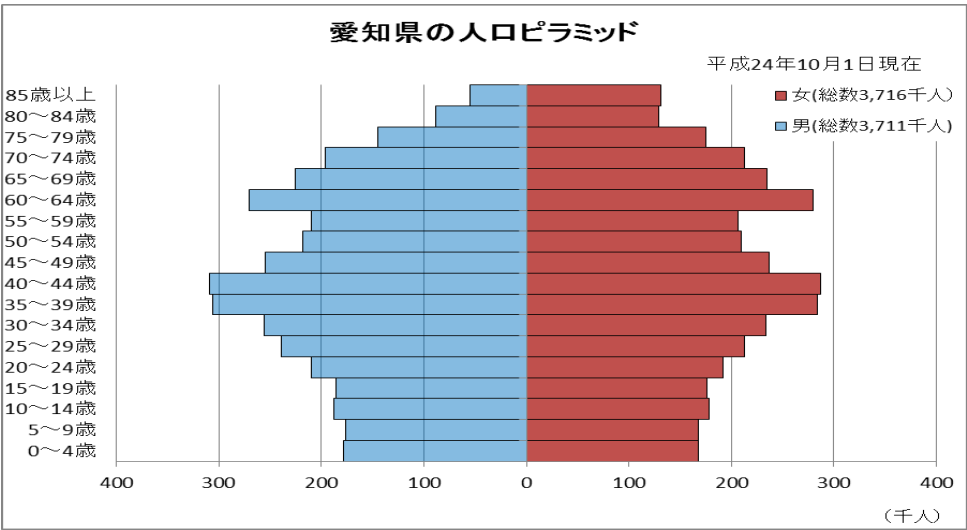
みよし市における男女共同参画の状況について、国や県のデータと比較しながら、いろいろな視点で検証します。

#### 1 みよし市の人口状況

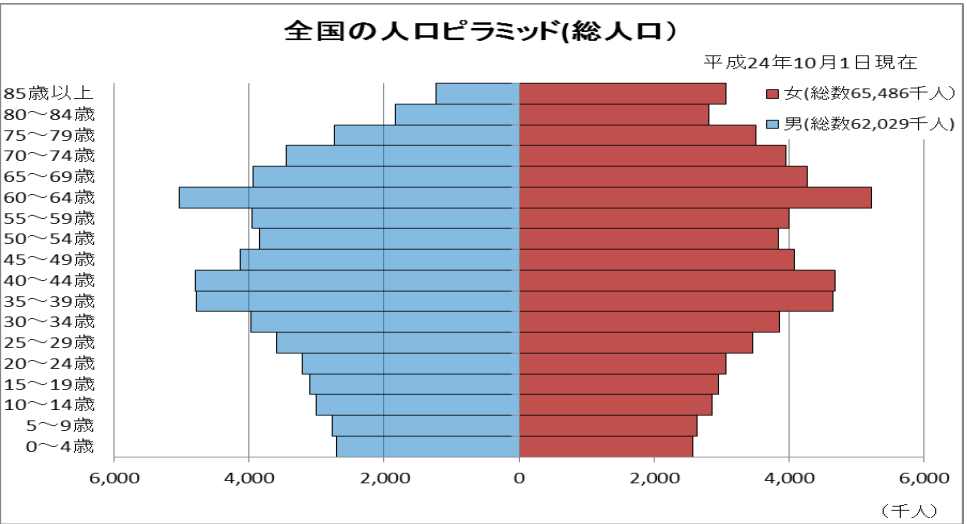
みよし市の人口をピラミッドで表すと、男女とも30～40歳代の割合が高くなっていますが、愛知県のピラミッドの形を見ると少子化、高齢化が進んでおり、日本の総人口ピラミッドでは、その傾向がより一層強くなっていることが分かります。



資料：みよしものしり専科



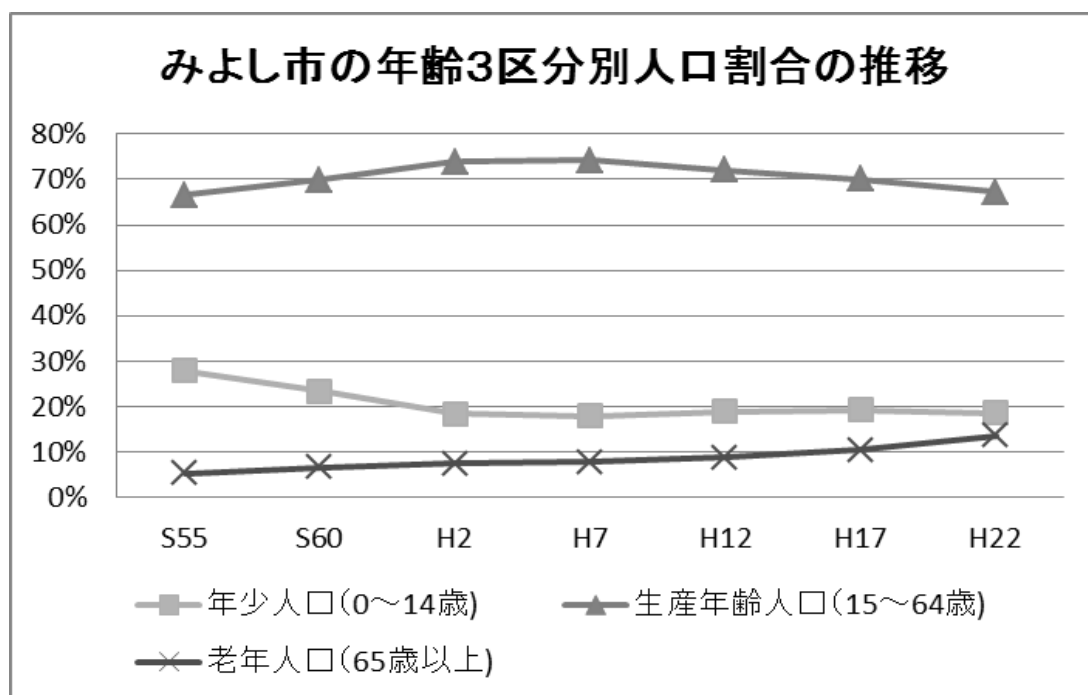
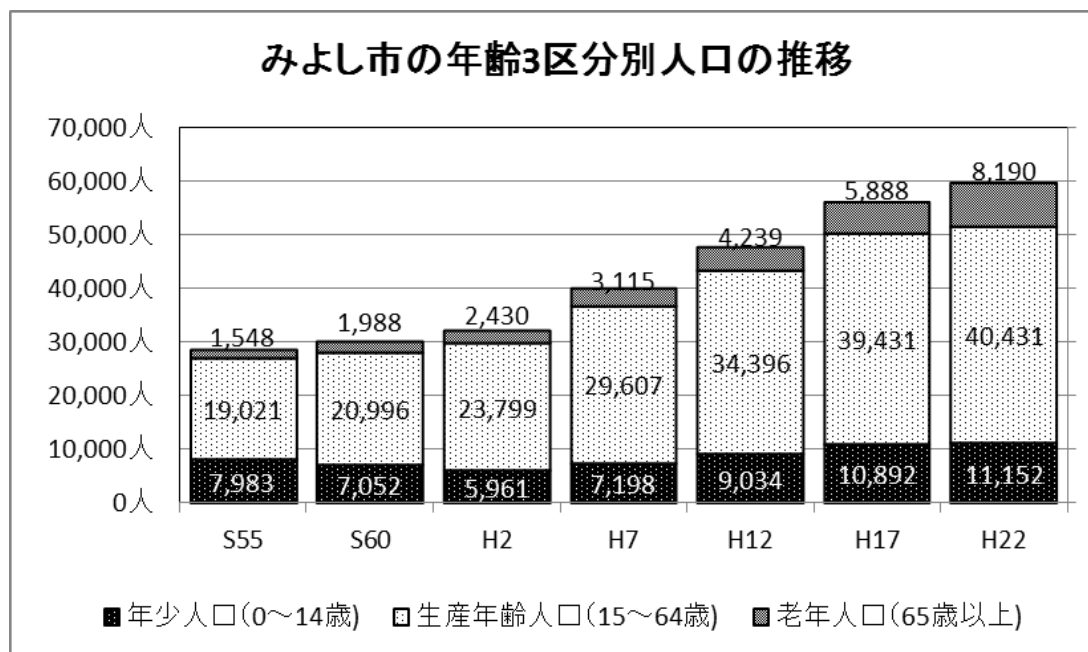
資料：人口推計（総務省統計局）



資料：人口推計（総務省統計局）

みよし市の人口は年々増加しており、平均年齢は 38.8 歳で愛知県内では長久手市の 37.9 歳に次ぐ若いまちです（平成 23 年 10 月 1 日現在 「平成 23 年あいちの人口（年報）」より）。また、人口に占める年少人口の割合は、みよし市は 18.7%で、これは愛知県内で最も高い割合となっています（平成 22 年度国勢調査より）。

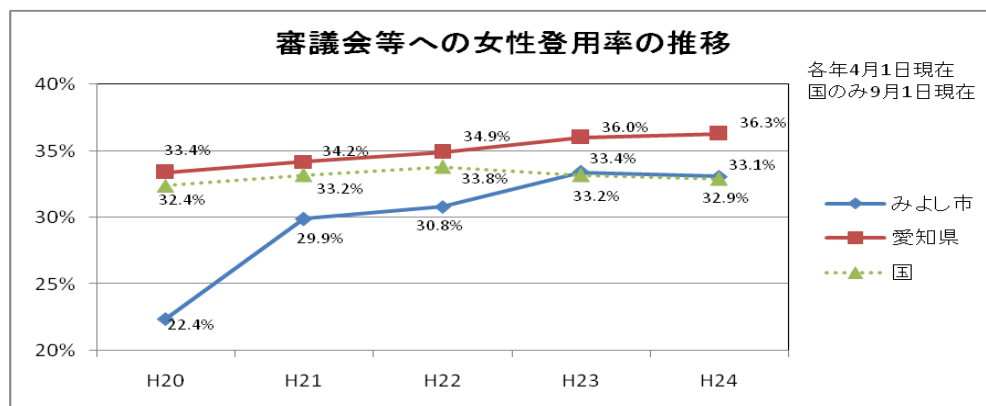
しかし、全国と比較すると緩やかではありますが、みよし市でも少子高齢化は進行しています。



資料：国勢調査（平成 22 年）

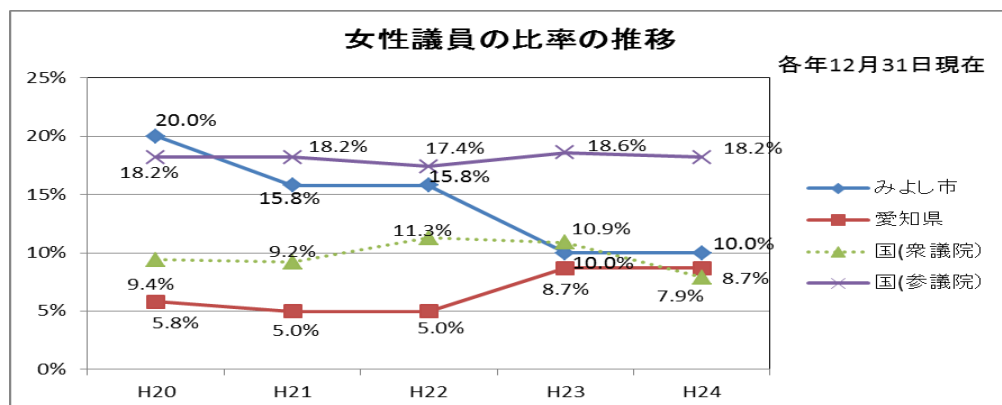
## 2 女性の参画の状況

みよし市における審議会等への女性登用率は、平成 24 年 4 月 1 日現在 33.1%で、国とほぼ同じ割合です。愛知県の登用率と比較すると低い結果となっています。



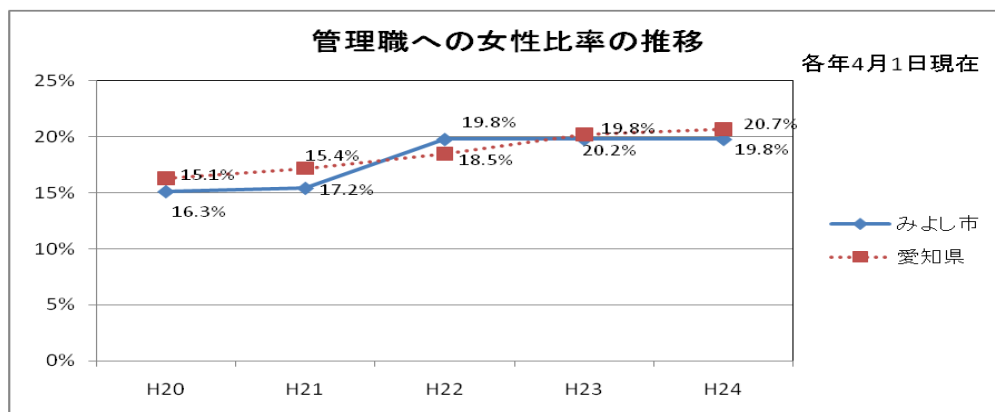
資料：〈みよし市〉各課調べ、〈愛知県〉男女共同参画に関する年次報告（愛知県）、  
〈国〉男女共同参画白書（内閣府）

平成 24 年 12 月 31 日現在、みよし市議会議員総数 20 名のうち、女性議員は 2 名、10%です。「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（内閣府）によると、市議会議員における女性議員の比率の全国平均値は 13.3%（平成 23 年 12 月 31 日現在）となっています。



資料：〈みよし市〉みよし市議会年報、〈愛知県〉地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況（内閣府）、〈衆議院・参議院〉男女共同参画白書（内閣府）

みよし市職員の管理職への女性登用率は愛知県とほぼ同じで、横ばい状態が続いています。



資料：〈みよし市〉職員課提供、〈愛知県〉男女共同参画に関する年次報告書

＊愛知県については主査級以上の役付職員が対象

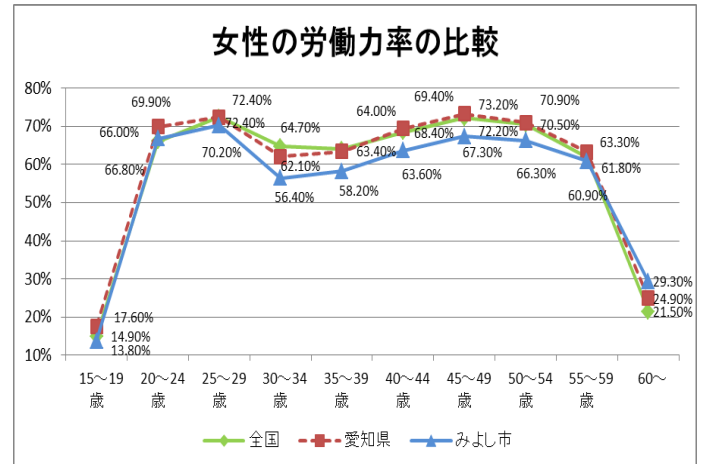
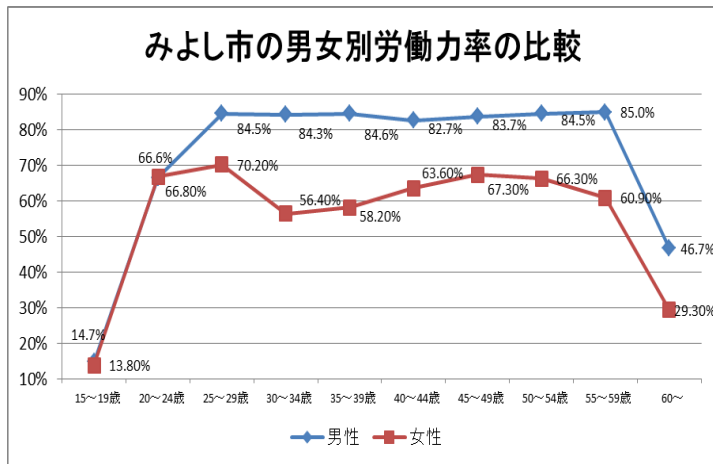
### 3 女性の就労

#### (1) 女性の労働力率

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し再び上昇するという、M字カーブを描くことが知られており、みよし市においてもM字カーブが見られます。

みよし市の女性労働力率は、15歳から59歳にかけて、いずれの年齢区分においても国や県の数値を下回っています。

なお、女性の就労状況を国際的にみると、M字型ではなく台形型に近くなっている国が多くみられます。



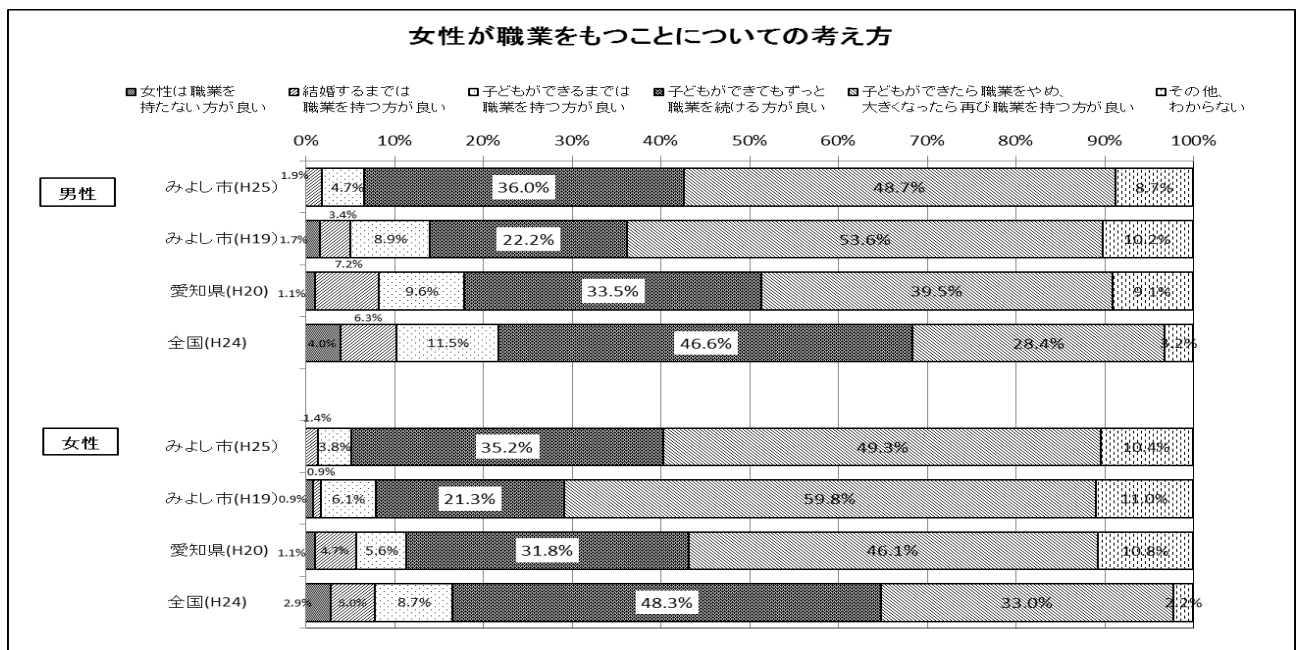
資料：国勢調査（平成22年）

#### (2) 女性が働くことに対する意識

みよし市が平成25年度と平成19年度に実施したアンケート調査のどちらも、最も多い回答は男女とも「子どもができたらか職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」でした。愛知県の調査でも同じ結果が出ています。

「子どもができてずっと職業を持ち続ける方がよい」という『就労継続』型を支持する人の割合は、平成19年度の結果より平成25年度の結果の方が高くなっていることが分かります。

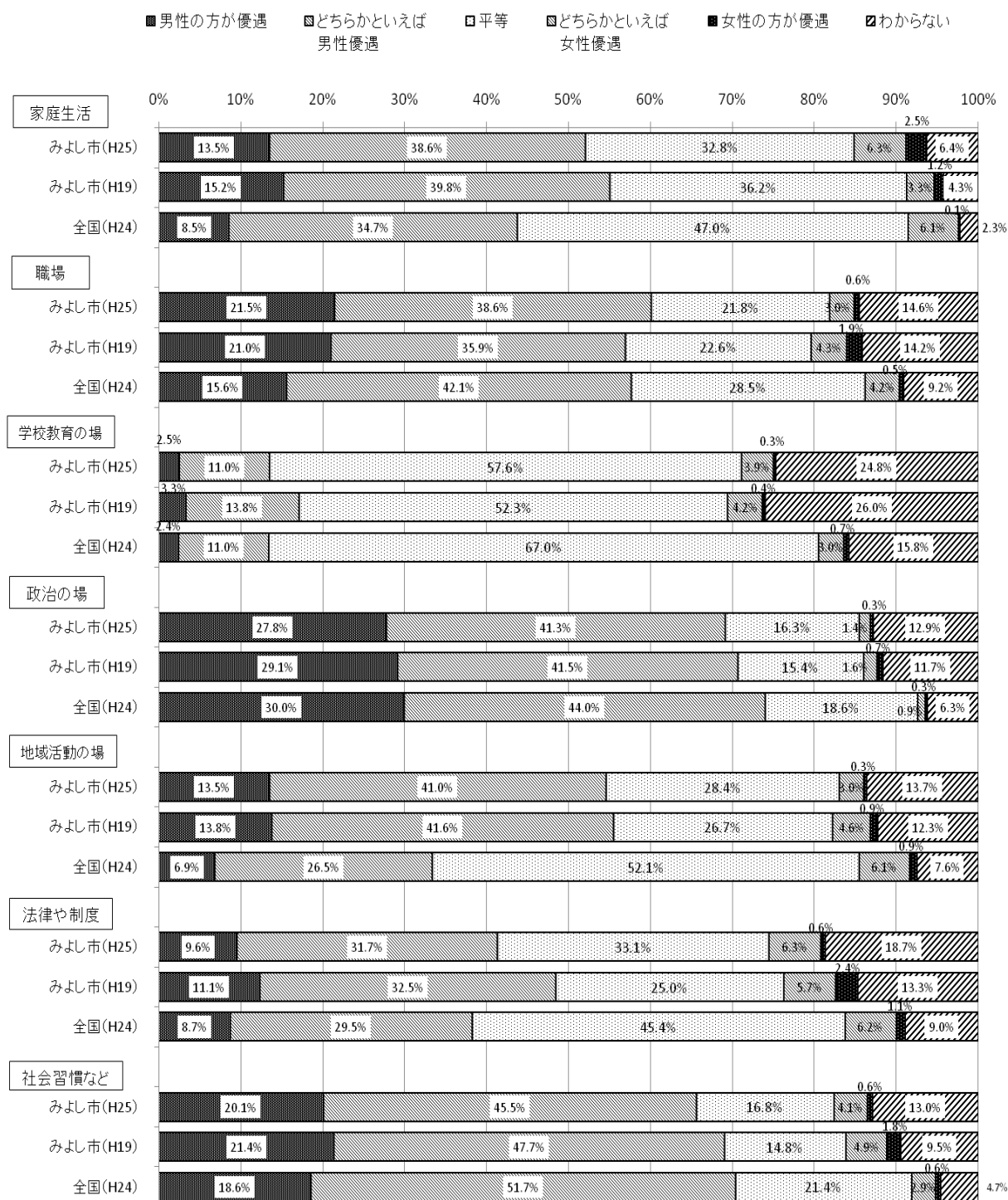
なお、全国では男女とも『就労継続』型を支持する割合が最も高くなっています。



資料：〈みよし市〉男女共同参画に関するアンケート調査、〈愛知県〉平成20年度県民意識調査、〈全国〉平成24年度男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府）

## 4 市民の男女共同参画に関する意識

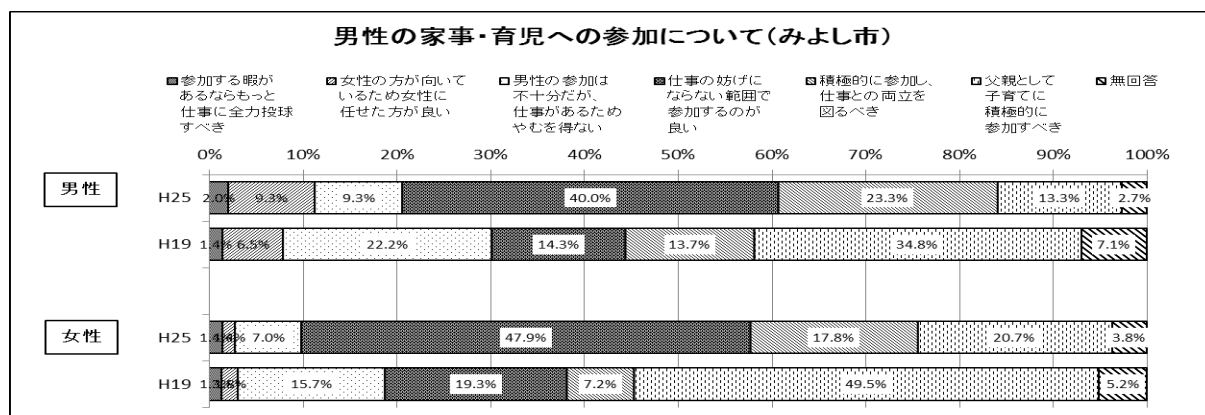
家庭生活、職場など、7つの分野について、男女の平等感に関する調査を実施したところ、「学校教育の場」については「男女が平等である」と答えた人の割合が過半数を超え、さらには平成19年度調査より平成25年度調査のほうがその割合が高くなっています。また、「家庭生活」「職場」「政治」「地域活動」「社会習慣」の5分野においては、「男性の方が優遇」（「男性の方が優遇されている」＋「どちらかというと男性の方が優遇されている」）と感じている人が過半数を超える結果となりました。



資料：〈みよし市〉男女共同参画に関するアンケート調査、  
〈全国〉平成24年度男女共同参画に関する世論調査

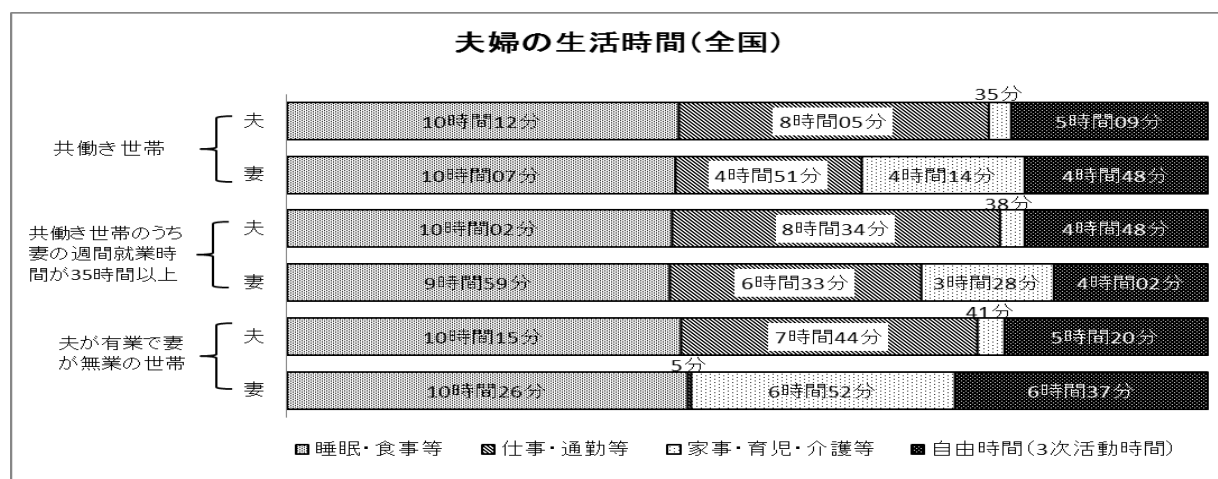
## 5 男性の家事、育児への参加

男性の家事、育児への参加について、平成 19 年度調査では「父親として子育てに積極的に参加すべき」と考える人が男女とも最も多かったのに対し、平成 25 年度調査では「仕事の妨げにならない範囲で参加するのがよい」と答えた人の割合が最も高くなっています。また「積極的に参加し、仕事との両立を図るべき」という意見は、男女とも増加しています。



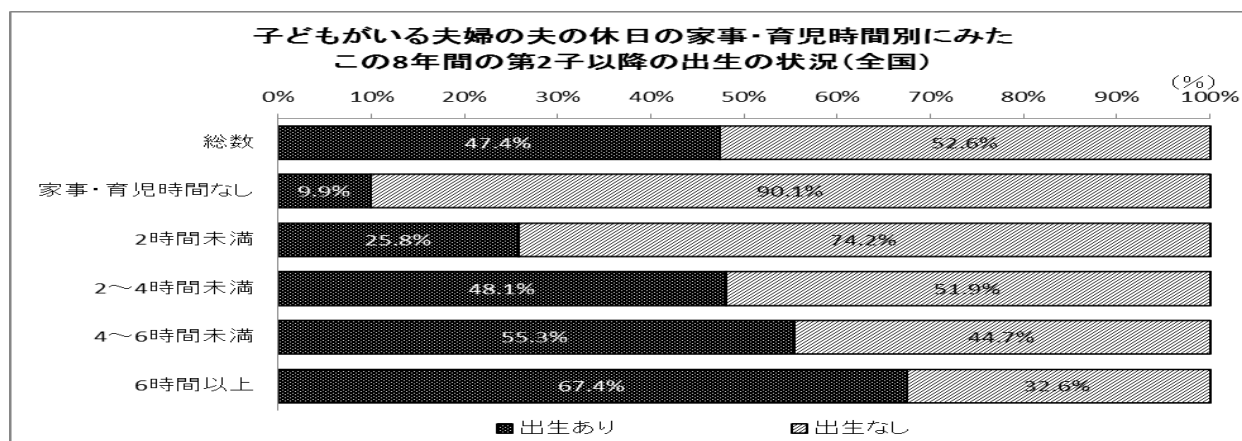
資料:みよし市男女共同参画に関するアンケート調査

全国調査の結果を見ると、男性の家事・育児・介護等に関わる時間は、妻の就業状況に関わらず 30 分程度と非常に短くなっています。



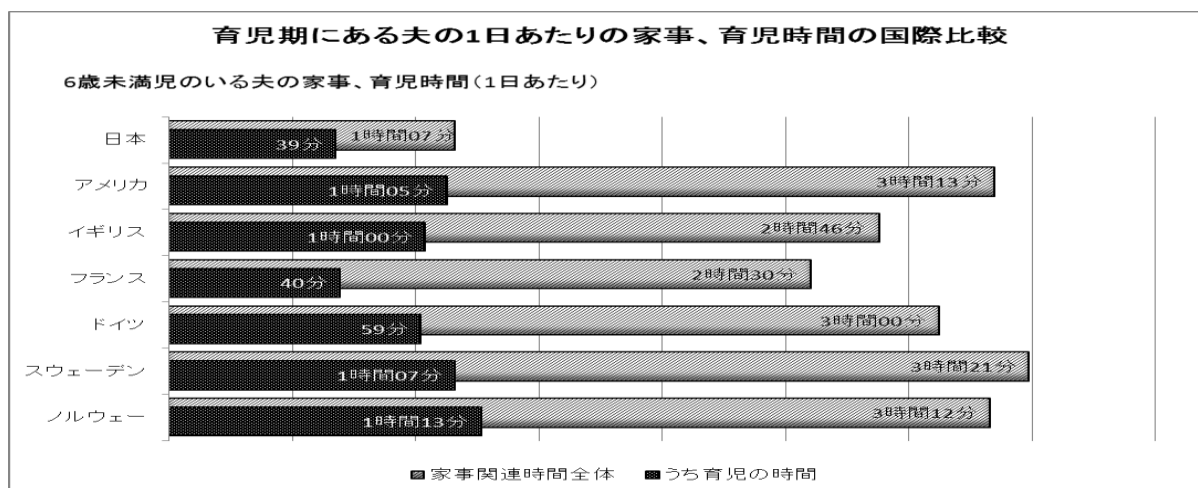
資料：平成 23 年度社会生活基本調査（総務省）

子どもがいる夫婦の夫の家事・育児時間が長いほど、第 2 子以降の出生割合が高くなっています。



資料：平成 24 年 第 9 回 2 1 世紀青年者縦断調査(厚生労働省)

我が国の男性の家事・育児に費やす時間は、世界的に見ても低い水準となっています。

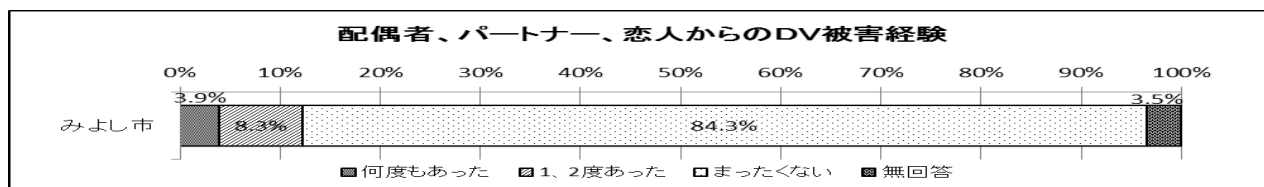


資料："How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men"(2004, Eurostat),  
 "America Time-Use Summary"(2006, Bureau of Labor Statistics of the U.S.),  
 平成 23 年社会生活基本調査(総務省)

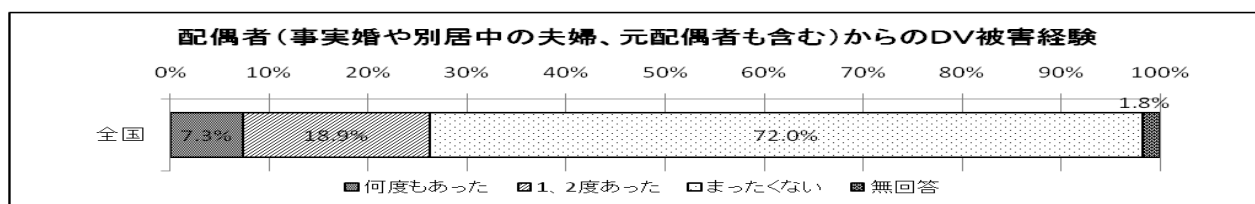
## 6 ドメスティック・バイオレンス (DV) の状況

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれた暴力のことをドメスティック・バイオレンス (DV) と呼びます。身体に対する暴力だけでなく、精神的、性的、経済的に有害な影響を及ぼす行為、言動も含まれます。

国の調査では、被害を受けたことが「たびたびあった」「1、2度あった」を合わせると、およそ4人に1人が配偶者からの被害を受けた経験があるという結果が出ています。



資料：平成 25 年度みよし市男女共同参画に関するアンケート調査



資料：平成 24 年度男女間における暴力に関する調査報告書(内閣府)

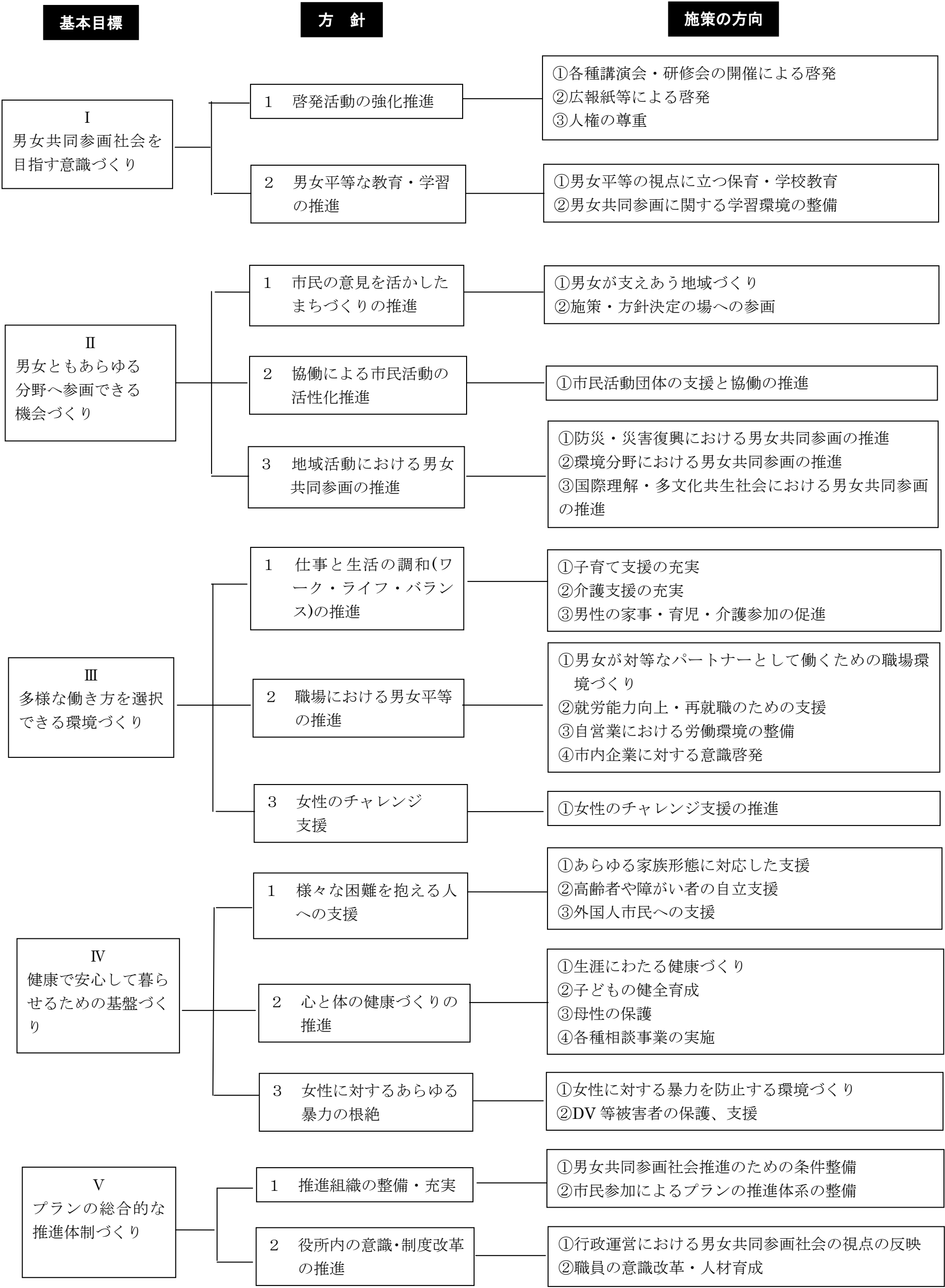
「みよし男女共同参画プラン『パートナー』2014－2018」では、「第3次男女共同参画基本計画」(内閣府男女共同参画局)及び「あいち男女共同参画プラン2011－2015」(愛知県)との整合性を図りながら、下記の視点に重点をおき、基本目標を設定しました。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 男女共同参画についての意識啓発
- (3) 女性の能力の活用
- (4) 男性にとっての男女共同参画
- (5) 女性に対する暴力の根絶

男女共同参画社会の実現に向けて、基本目標達成を目指し、各施策に取り組んでいきます。

# 第4章 プランの内容

## プランの体系



## 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を目指す意識づくり

男女共同参画社会の基本理念は、男女共同参画社会基本法にも明記されているように、「男女の人権尊重」です。

男女共同参画社会を実現するためには、一人一人が互いの人権を尊重しあい、多様な個性を認め合うことが必要です。学校、家庭、地域などのあらゆる分野において、\*固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、性別にかかわらず誰もが自分らしく生きることができるよう、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を促進するための意識づくりを進めます。

### 方針 1 啓発活動の強化推進

「その人らしさ」が重視、尊重される真の男女平等社会の実現に向けて、男女平等や男女共同参画社会について、普及と啓発活動を充実させ、男女共同参画の理念の定着を図ります。

#### 施策の方向 ① 各種講演会・研修会の開催による啓発

| 具体的な施策               | 具体的内容                                                | 関係課   |
|----------------------|------------------------------------------------------|-------|
| 男女共同参画研修会・講演会の開催     | 男女共同参画の意識啓発と普及を目指した研修会、講演会を、幅広い年代を対象に開催します。          | 協働推進課 |
| 家庭教育学級の開催            | 家庭における教育の向上を目指し、多様なテーマ、内容についての講座を開催します。              | 教育行政課 |
| 市民団体等が実施する研修会・講演会の支援 | 男女共同参画を推進する団体が自主的に開催をする、男女共同参画啓発に関する研修会・講演会の支援を行います。 | 協働推進課 |

#### \*固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

| 具体的な施策               | 具体的内容                                                                                          | 関係課          |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| インターネットを活用した<br>情報発信 | インターネットを利用し、国・県・他自治体、関係機関の情報収集に努めるとともに、みよし市ホームページにより男女共同参画に関する情報提供と情報発信を行います。                  | 協働推進課        |
| 「広報みよし」による<br>啓発     | 広報紙で男女共同参画に関する情報や特集記事を掲載し、男女共同参画に対する理解を促進します。                                                  | 広報課<br>協働推進課 |
| チラシ等による啓発            | 男女共同参画啓発チラシ等の作成、配布および他機関が作成したチラシ等の配布をし、市民の男女共同参画に対する理解を促進します。特に小・中・高校生向けのチラシを作成し、若年層への啓発を行います。 | 協働推進課        |

#### 施策の方向 ③ 人権の尊重

| 具体的な施策                    | 具体的内容                                                                      | 関係課 |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------|-----|
| メディアにおける<br>女性の人権の確立      | 行政が発行する刊行物において、人権を尊重した表現に配慮します。また、固定的性別役割分担を連想させる表現や性差別的な表現などを使わないように努めます。 | 全課  |
| 人権の尊重及び人権侵害防止についての啓発活動の実施 | 街頭啓発活動や人権移動教室等の実施により、男女が互いの人権を尊重し合う意識を高めます。                                | 市民課 |

### 方針 2 男女平等な教育・学習の推進

男女平等を重視する価値観は、幼少期からのさまざまな教育を通じて培われることから、保育、学校教育、家庭教育環境が重要です。そして男女平等、男女共同参画を踏まえた視点を持って教育・学習を推進するためには、関係者に対する研修も必要です。

#### 施策の方向 ① 男女平等の視点にたつ保育・学校教育

| 具体的な施策               | 具体的内容                      | 関係課    |
|----------------------|----------------------------|--------|
| 男女平等意識をはぐくむ<br>保育の実施 | 男女平等の意識を幼児期からはぐくむ保育を推進します。 | 子育て支援課 |

|                     |                                                                                     |                 |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 保育関係者に対する<br>研修の実施  | 保育士に対する男女平等教育のための研修を実施します。                                                          | 子育て支援課          |
| 男女平等教育の推進           | 学校教育の中で、固定的性別役割分担意識に基づいた慣習・慣行が行われることのないよう配慮するとともに、男女の協力、平等についての指導を進めます。             | 学校教育課           |
| 男女混合名簿の実施           | 市内の保育園、幼稚園及び学校において、男女混合名簿の採用を推進します。                                                 | 子育て支援課<br>学校教育課 |
| 教職員の男女共同参画意識の<br>向上 | 男女共同参画に関する研修、*セクシャルハラスメントや**DV(ドメスティック・バイオレンス)に関する研修等への参加を促し、教職員の男女共同参画に対する意識を高めます。 | 学校教育課           |

#### 施策の方向 ② 男女共同参画に関する学習環境の整備

| 具体的な施策                 | 具体的内容                                              | 関係課            |
|------------------------|----------------------------------------------------|----------------|
| 図書館資料による<br>教育・学習活動の充実 | 男女共同参画に関する図書館資料の充実を図り、自ら情報を収集し、学習することができる機会を充実します。 | 教育行政課<br>(図書館) |
| 視聴覚ライブラリーの<br>充実       | 男女共同参画の正しい理解と認識を深めることができるように、視聴覚資料や機材の充実を図ります。     | 教育行政課<br>(図書館) |

#### \*セクシャルハラスメント（性的嫌がらせ）

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動。雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものです。

#### \*\*DV（ドメスティック・バイオレンス）

一般的に「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力」という意味で使用されています。DVには、いろいろな暴力があります。

<身体的暴力> 殴る 蹴る 刃物などを体に突きつける、髪を引っばる 等

<心理(精神)的暴力> 大声で怒鳴る、無視する、おどかさ、大切なものを壊す 等

<経済的暴力> 生活費を渡さない 女性が働き収入を得ることを妨げる 借金を重ねる 等

<性的暴力> 性行為を強要する ポルノ雑誌などを見せる、避妊に協力しない 等

<社会的隔離> 外出や友人との付き合いを制限する 電話やメールを細かくチェックする 等

## 基本目標Ⅱ 男女ともあらゆる分野へ参画できる機会づくり

協働によるまちづくりを進める本市において、すべての人が、性別にかかわらず市民活動や市政に参加できる環境を整える必要があります。

男女共同参画社会の形成を図っていく上で、政策・方針決定過程への男女共同参画はその基礎となります。

### 方針 1 市民の意見を活かしたまちづくりの推進

男女共同参画社会を実現するためには、地域活動においても性別に関わらない参加協力が不可欠です。男女があらゆる分野に参画できる環境づくりに努めるとともに、審議会等への女性の参画を促し、男性も女性も主体的にまちづくりに取り組める土壌を形成していきます。

#### 施策の方向 ① 男女が支えあう地域づくり

| 具体的施策                 | 具体的内容                                               | 関係課   |
|-----------------------|-----------------------------------------------------|-------|
| コミュニティ活動における男女共同参画の促進 | コミュニティ活動への支援を通して、年齢や性別を超えたコミュニティ活動の活性化を図ります。        | 協働推進課 |
| PTA活動への父親の参加促進        | PTA活動の内容や開催日の設定などを考慮し、母親が中心となりがちなPTA活動への父親参加を促進します。 | 教育行政課 |

#### 施策の方向 ② 施策・方針決定の場への参画

| 具体的施策            | 具体的内容                                                                            | 関係課   |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 審議会・委員会への女性の参画促進 | 市政に市民の意見をバランスよく反映させるため、委員の選出方法を見直し、各種審議会などに女性委員の積極的登用を図り、委員の構成に占める女性の割合の向上に努めます。 | 各課    |
|                  | 各種審議会等への女性の登用率を毎年調査し、各所管課に女性の登用率の向上について働きかけます。                                   | 協働推進課 |
| 女性の人材開発と育成       | 各種講座、セミナーの開催などを通じて、女性の人材を開発し、育成に努めます。                                            | 協働推進課 |

## 方針 2 協働による市民活動の活性化推進

協働によるまちづくりを進めるなかで、市民活動団体は年々増加し、その活動内容も、自分たちの生きがいつくりから地域課題の解決に向けた取り組みまで、多岐にわたっています。

今後は、これらの団体活動の活性化やネットワーク化の支援を進めることにより、市民の皆さんが主体となった男女共同参画社会づくりを目指すとともに、市民活動の支援や情報の提供に努めます。

### 施策の方向 ① 市民活動団体の支援と協働の推進

| 具体的施策           | 具体的内容                                                                  | 関係課   |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------|-------|
| 各種団体活動の推進       | 市民が男女に関わらず、さまざまな形で社会参画できるよう、セミナーを開催したり情報提供に努めます。                       | 協働推進課 |
| 交流ネットワークづくりへの支援 | 団体間の情報交換や連携などにより、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが市民の間で推進されるよう、団体間のネットワークづくりを支援します。 | 協働推進課 |

## 方針 3 地域活動における男女共同参画の推進

地域の力による災害時の協力や、在住外国人とのコミュニケーション、環境問題などに、男女共同参画の視点をもって対応することで、性別に関係なく一人一人が地域課題の解決に取り組み、まちづくりにかかわる機会を確保することに努めます。

### 施策の方向 ① 防災・災害復興における男女共同参画の推進

| 具体的施策    | 具体的内容                                                             | 関係課   |
|----------|-------------------------------------------------------------------|-------|
| 女性消防団の育成 | 安全で安心して住めるまちづくりのため、地域に密着した防火指導や啓発を行い、防火意識の普及を図るために、女性消防団の育成に努めます。 | 防災安全課 |

|                     |                                                      |       |
|---------------------|------------------------------------------------------|-------|
| 自主防災会の<br>育成支援      | 各地域で組織された自主防災会への女性の参画を呼びかけ、地域における自主防災活動の充実を支援します。    | 防災安全課 |
| 防災訓練における<br>女性の参加促進 | 災害発生時に女性の意見を反映させた避難所運営等がスムーズにできるよう、防災訓練への女性の参加を促します。 | 防災安全課 |

**施策の方向 ② 環境分野における男女共同参画の推進**

| 具体的施策                 | 具体的内容                                                          | 関係課 |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------|-----|
| 環境分野における<br>男女共同参画の推進 | みよし市環境審議会・みよし市環境美化推進協議会において、環境分野における男女共同参画につながる事業を展開するように努めます。 | 環境課 |

**施策の方向 ③ 国際理解・多文化共生社会における男女共同参画の推進**

| 具体的施策                          | 具体的内容                                                              | 関係課          |
|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------|--------------|
| 国際交流から学ぶ<br>男女共同参画             | 友好都市交流事業や、外国の文化、習慣、言語などに関する学習を通して、市民が国際的視点から男女共同参画について考える機会を提供します。 | 生涯学習課<br>秘書室 |
| 多文化共生社会の推進                     | 市内在住外国人との交流や生活支援等を行う多文化共生ボランティアの育成を通して、男女で多文化共生社会づくりを推進します。        | 協働推進課        |
| 男女共同参画に関する国際的な<br>動向の情報収集、情報発信 | 男女共同参画に関する国際的な動き、統計等の情報を収集し、市民に発信していきます。                           | 協働推進課        |

## 基本目標Ⅲ 多様な働き方を選択できる環境づくり

男女共同参画を推進するためには、社会において、性別にかかわらず誰もがその個性と能力を発揮し、多様な生き方を選択できなければなりません。

女性の就労支援、男女ともに子育て、介護ができる環境の整備など、個人がそれぞれのライフステージにあった仕事と生活のバランスの取り方を選択できる社会の実現を目指します。

### 方針 1 \*仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

仕事と家庭の両立のためには、男女ともに育児・介護休業が取得しやすい環境を整備し、労働時間の短縮を進めることも必要です。

また、仕事は暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事・育児、近隣との付き合いなども日常生活に欠かすことができないものであり、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現をめざすことが重要です。

#### 施策の方向 ① 子育て支援の充実

| 具体的施策          | 具体的内容                                                                            | 関係課    |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 保育施策の充実        | 保護者の就労形態の多様化に対応し、働きながら子どもを育てる男女を支援するため、低年齢児保育、延長保育、障がい児保育、病後児保育等の各種保育施策の充実を図ります。 | 子育て支援課 |
| 民間保育施設への支援     | 各種の保育需要に対応できるよう、民間保育施設への支援を実施することにより、保育事業の充実を図ります。                               | 子育て支援課 |
| 子ども総合支援センターの開設 | 0～18歳までの子どもを対象にした、親の子育て不安の解消と子どもの健全な成長をサポートする総合的な機能を持つ施設を開設し、子育て支援を推進します。        | 子育て支援課 |

#### \*仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことを言います。女性だけを対象とした育児休業を中心とする両立支援策ではなく、男性の働き方も含めて、生活の質の向上を目指すものです。

|               |                                                                          |        |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------|--------|
| 子育て支援センターの運営  | 育児相談や各種講座、情報交換を通じて、未就園児を持つ家庭の子育ての不安を取り除き、育児と仕事の両立を支える環境づくりに努めます。         | 子育て支援課 |
| ニーズに合わせた子育て支援 | 各地域の子育て支援サークルの育成支援や、地域社会のニーズに合わせた子育て支援の拡充を図り、地域ぐるみの子育て支援を推進します。          | 子育て支援課 |
| 子育てふれあい広場の設置  | 未就学児とその親等が気軽に立ち寄ることができ、遊びや情報交換、心身のリフレッシュができる場所として、親と子でふれあえる広場を設置し、運営します。 | 子育て支援課 |
| 育児・児童相談の充実    | 子育てをしていく上での悩みや不安についての相談活動を実施し、子育てに関する不安の解消に努めます。                         | 子育て支援課 |
| 子ども医療費の支援     | 子育て支援対策の一環として、子どもに係る医療費の経済的負担を軽減することにより、安心して必要な医療を受けられるようにします。           | 保険年金課  |

#### 施策の方向 ② 介護支援の充実

| 具体的施策            | 具体的内容                                                             | 関係課   |
|------------------|-------------------------------------------------------------------|-------|
| 家族介護交流事業の実施      | 介護者の負担を軽減するよう、介護に関する情報提供をするとともに、介護者のリフレッシュを図るため交流事業を実施します。        | 高齢福祉課 |
| 連絡相談体制の整備        | 地域包括支援センターや在宅介護支援センターを中心として、高齢者や介護に関する連絡、相談体制を充実させ、介護の支援体制を整備します。 | 高齢福祉課 |
| 介護サービス等に関する情報の提供 | 介護保険制度、高齢者福祉サービスや支援費制度、障がい者福祉サービスに関する必要な情報の提供に努めます。               | 高齢福祉課 |

|         |                                     |              |
|---------|-------------------------------------|--------------|
| 訪問介護の充実 | 日常生活を営む上で、身体的支障が生じた場合などの支援の充実を図ります。 | 福祉課<br>高齢福祉課 |
|---------|-------------------------------------|--------------|

### 施策の方向 ③ 男性の家事・育児・介護参加の促進

| 具体的施策           | 具体的内容                                                          | 関係課               |
|-----------------|----------------------------------------------------------------|-------------------|
| 父親参加型イベントの実施    | 父親の家事・子育てへの参加を促し、男女が協力して家事や育児に参画できる体制の構築をめざし、講座、イベント等を実施します。   | 子育て支援課<br>協働推進課   |
| 妊娠中の女性及び夫に対する教育 | 子どもを育てる男女を対象にした、子育てに関する学習機会の充実に努め、男女が協力して育児に参画できるように意識改革を図ります。 | 健康推進課<br>(保健センター) |
| 男性の介護参加の促進      | 女性が抱え込みがちな介護負担の軽減のため、家族介護者支援事業等への男性の参加を促します。                   | 高齢福祉課             |

## 方針 2 職場における男女平等の推進

「男女雇用機会均等法」の基本理念により、意欲と能力に応じた均等な待遇を受ける状況を実現し、多様な働き方が確保されることによって、個人のライフスタイルやライフサイクルに合わせた働き方の選択が可能となります。

性別による職場差別を取り除き、対等な立場で働く職場環境を整備する必要があります。

### 施策の方向 ① 男女が対等なパートナーとして働くための職場環境づくり

| 具体的施策            | 具体的内容                                                                  | 関係課 |
|------------------|------------------------------------------------------------------------|-----|
| 就労形態・勤務形態の見直しの推進 | 男女がともに働きながら、家族責任や地域活動が担えるように労働時間の短縮・フレックス勤務など、新しい就業形態に向けての啓発を行います。     | 産業課 |
| 男女雇用機会均等法の周知徹底   | 市内企業における就労環境や雇用条件などの実態を把握し、関係機関との連携により趣旨の周知を図り、男女の雇用機会の均等を図るよう啓発を行います。 | 産業課 |

|              |                                                                                  |            |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 職場における男女平等   | 職場における男女平等促進及び人権を侵害するセクシャル・ハラスメントや性別による職場差別を取り除き、対等な立場で働く職場環境が整備されるよう啓発活動を推進します。 | 職員課<br>産業課 |
| 育児休業等取得促進の啓発 | 女性はもとより、男性の育児休業等取得に向け、啓発紙等の配布を通じて企業等への周知を図ります。                                   | 産業課<br>職員課 |

#### 施策の方向 ② 就労能力向上・再就職のための支援

| 具体的施策        | 具体的内容                                                                          | 関係課 |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 就労女性のための相談窓口 | さまざまな問題を抱えながら働き続ける女性のため（パートタイム含む）、就業に関する多様な相談に対応できるよう関係機関との連絡を図り、相談窓口の充実に努めます。 | 産業課 |

#### 施策の方向 ③ 自営業における労働環境の整備

| 具体的施策               | 具体的内容                                                      | 関係課 |
|---------------------|------------------------------------------------------------|-----|
| 農業の<br>*家族経営協定の推進   | 農業に従事する女性の地位向上のため「家族経営協定制度」の普及を促進し、農業経営における女性の位置づけを明確にします。 | 産業課 |
| 商工業などに携わる<br>女性への支援 | 行政機関及び各種企業からの情報提供及び支援制度をPRし、女性自営業者や女性起業家に対して、多様な情報提供に努めます。 | 産業課 |

#### \*家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族ひとりひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。

「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。

**施策の方向 ④ 市内企業に対する意識啓発**

| 具体的施策                  | 具体的内容                                                                                    | 関係課 |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 商工会・工業経済会との連携による意識啓発活動 | 各種法令に基づいて、働く女性の労働環境や雇用条件の厳守に努めるよう、商工会・工業経済会を通じ市内企業の経営者への啓発に努めます。                         | 産業課 |
| *ファミリー・フレンドリー企業の普及促進   | 働く人たちの仕事と家庭を支援する福利厚生制度の充実したファミリー・フレンドリー企業の紹介と共に、助成制度の紹介を行うことで、ファミリー・フレンドリー企業の普及、促進に努めます。 | 産業課 |

**方針 3 女性のチャレンジ支援の推進**

子育てや介護等により離職した女性に再チャレンジの道を開くことは、男女がその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現にとって重要な課題です。

女性の再就職支援のため、情報提供や能力開発の機会を提供していきます。

**施策の方向 ① 女性のチャレンジ支援の推進**

| 具体的施策             | 具体的内容                                                               | 関係課   |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------|-------|
| 再就職支援セミナーなどの講座の開催 | 再就職を希望する女性のために、県やハローワークなど関係機関と連携し、再就職のためのセミナー開催に努め、再就職支援講座の充実を図ります。 | 産業課   |
| 技術取得講座の開催         | パソコン教室などの開催により、職業技術向上を促し、女性の活躍を支援します。                               | 生涯学習課 |

**\*ファミリー・フレンドリー企業**

仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業のことです。

## 基本目標Ⅳ 健康で安心して暮らせるための基盤づくり

高齢化や少子化の進行、ひとり親世帯の増加など、社会の変化を背景に様々な困難を抱える人々が増加しています。誰もが健康で、自立し、安心して地域で暮らせるよう、個人の置かれた状況に配慮した支援をしていきます。

### 方針 1 様々な困難を抱える人への支援

ひとり親家庭であること、高齢者であること、障がいがあること、外国人であることなどを理由に社会参画への参加が妨げられることなく、誰もが自立できる社会を目指して幅広い支援環境を整えることが重要です。

#### 施策の方向 ① あらゆる家族形態に対応した支援

| 具体的施策                                              | 具体的内容                                                                                                | 関係課                    |
|----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 母子家庭、父子家庭、<br>単身家族などにおける<br>福祉サービスの充実及び<br>相談事業の拡大 | 児童を養育している家庭の安定と児童の健全育成、<br>資質の向上のため、児童養育手当の充実を推進する<br>とともに、ひとり親家庭などの生活の安定と向上を図る<br>ための相談事業等の充実を図ります。 | 福祉課<br>子育て支援課<br>建築営繕室 |
| 手当での支給や<br>医療費の助成                                  | ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、諸手当<br>の支給・医療費助成制度の充実を図ります。                                                      | 子育て支援課<br>保険年金課        |

#### 施策の方向 ② 高齢者や障がい者の自立支援

| 具体的施策               | 具体的内容                                                               | 関係課            |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------|----------------|
| ひとにやさしいまちづくり        | 道路のバリアフリー化に努め、高齢者や障がい者の<br>移動の利便性を図ります。                             | 都市整備課<br>土木管理課 |
| 市営住宅の高齢者・<br>障がい者対策 | 自立への妨げとなる障壁を取り除くために、バリアフ<br>リー化を推進するなど、誰もが安心できる安全な住宅<br>環境整備を推進します。 | 建築営繕室          |

|               |                                                                                                                               |              |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 障がい者の住宅環境の整備  | 障がい者の居住する住宅に段差解消や手すりの設置など、住宅改善に要する費用の一部を助成し、障がい者の自立支援を図ります。                                                                   | 福祉課          |
| 介護予防と自立の支援    | 地域の高齢者による、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施される地域社会の構築を目指し、健康教育、健康相談等を実施し、介護予防に関する知識の普及、啓発を行います。また、在宅介護支援事業など、地域での自立した生活を支援する福祉サービスの充実を図ります。 | 高齢福祉課        |
| 福祉サービスなど情報の提供 | 障がい者福祉制度、高齢者福祉制度、児童福祉制度など各種福祉サービス等の情報提供を充実します。                                                                                | 福祉課          |
| 地域相談支援センターの設置 | 障がい者と高齢者の相談窓口を一本化した「地域相談支援センター」を設置し、様々な相談に対応し、必要に応じた支援をしていきます。                                                                | 福祉課<br>高齢福祉課 |

#### 施策の方向 ③ 外国人市民への支援

| 具体的施策         | 具体的内容                                                   | 関係課           |
|---------------|---------------------------------------------------------|---------------|
| 多言語による生活情報の提供 | 育児・医療をはじめとする生活関連情報を多言語で提供し、市内在住外国人の生活を支援します。            | 各課            |
| 外国人相談窓口の設置    | 窓口に通訳を配置し、外国人の諸手続きのサポートや相談への対応をすることで、外国人の抱える問題の解消に努めます。 | 市民課<br>子育て支援課 |
| 生活支援に関する情報提供  | 他機関の外国人相談窓口等の情報や、生活を支援する制度の情報を収集し、外国人の生活支援に関する情報を提供します。 | 協働推進課         |

## 方針2 心と体の健康づくりの推進

誰もが心身とも健やかに暮らせるよう、様々な家族形態やライフスタイルに対応した健康管理に関する啓発や健康づくり施策を推進します。

また、性の尊厳についての認識を浸透させるとともに、女性の自立、妊娠、出産の自己決定権などについて考える機会を提供していきます。

### 施策の方向 ① 生涯にわたる健康づくり

| 具体的施策                      | 具体的内容                                                                                                     | 関係課                                       |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 健康づくり事業の推進                 | 市民のみなさんが、生涯にわたって健康に暮らせるように、地域ケア、保健推進事業（母子保健事業、予防接種事業、健康増進事業）、地域支援事業を推進し、男女とも健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指します。 | 福祉課<br>健康推進課<br>（保健センター）<br>高齢福祉課<br>市民病院 |
| 健康に関する情報提供の充実              | 「広報みよし」をはじめ、市のホームページなどを利用して、市民の健康保持・増進及び病院の概要などの情報を発信し、健康管理意識を高めます。                                       | 健康推進課<br>（保健センター）<br>市民病院                 |
| *リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の啓発 | リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識が浸透するよう、教育・啓発・普及を行います。                                                              | 健康推進課<br>（保健センター）                         |

### 施策の方向 ② 子どもの健全育成

| 具体的施策       | 具体的内容                                               | 関係課                         |
|-------------|-----------------------------------------------------|-----------------------------|
| 子どもの虐待防止の啓発 | 母子保健事業を通して、子どもの虐待防止の啓発活動に努め、子どもの虐待防止のための相談窓口を設置します。 | 子育て支援課<br>健康推進課<br>（保健センター） |

#### \*リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において国際的承認を得た考え方で、女性の人権の重要な一つとして認識されています。いつ何人子どもを産むか産まないかなどについて、当事者である女性が選択し、自ら決定する権利のことを言います。

|          |                                                                                   |                            |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 児童の健全育成  | 児童館や公園などにおいて、よりよい遊び場の整備と提供を行うとともに、健全で規律正しい生活姿勢を身につけさせる各種講座や行事などを実施し、児童の健全育成に努めます。 | 子育て支援課<br>みどりの推進課<br>生涯学習課 |
| 青少年の健全育成 | 家庭教育の情報提供及び地域全体で、子どもを守り育てる気運を高めるための啓発活動を推進し、青少年の健全な育成に努めます。                       | 教育行政課<br>子育て支援課            |

### 施策の方向 ③ 母性の保護

| 具体的施策   | 具体的内容                                                                     | 関係課               |
|---------|---------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 母子保健の充実 | 母性・父性について啓発するとともに、健康診査、教育、相談事業などの母子保健指導の拡充により、健全な発育、発達を支援し、母子の健康づくりに努めます。 | 健康推進課<br>(保健センター) |

### 施策の方向 ④ 各種相談事業の実施

| 具体的施策     | 具体的内容                                                                                        | 関係課   |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 各種相談事業の実施 | 各種相談事業を推進し、また相談窓口の連携を図りながら、あらゆる相談に、迅速に対応できるように努めます。<br>また、女性が相談しやすいよう、女性の相談員の配置について考慮していきます。 | 各課    |
| 女性相談窓口の充実 | 女性特有の悩みに対処できるよう、女性の悩みごと相談事業を充実します。                                                           | 協働推進課 |

## 方針3 女性に対するあらゆる暴力の根絶

セクシャルハラスメント、ドメスティックバイオレンス（DV）など、女性の人権を侵害する暴力は、社会全体で解決すべき重要な課題であり、厳正に対処していく必要があります。

女性に対する暴力を容認しない社会環境を築くための啓発を進めるとともに、DV 被害者への迅速な対応ができるよう、市役所内の連携を図り支援体制を確立します。

**施策の方向 ① 女性に対する暴力を防止する環境づくり**

| 具体的施策         | 具体的内容                                                | 関係課   |
|---------------|------------------------------------------------------|-------|
| DV 等の防止に関する啓発 | DV 等に関して、市民が正しい認識を持つことができるよう、広報紙やチラシ等による啓発に努めます。     | 協働推進課 |
| DV 等の相談体制の整備  | 相談窓口の周知に努めるとともに、庁内での連絡会議等を実施し、関係各課との連携を強め相談体制を充実します。 | 協働推進課 |

**施策の方向 ② DV 等被害者の保護、支援**

| 具体的施策         | 具体的内容                                               | 関係課 |
|---------------|-----------------------------------------------------|-----|
| DV 被害者への迅速な対応 | 県や警察などの他機関及び庁内関係課と連携をとりながら、DV被害者の一時保護など迅速に対応していきます。 | 各課  |
| DV 被害者の自立支援   | 関係機関、関係各課との連携の中で、DV 被害者の自立に向けた支援をしていきます。            | 各課  |

## 基本目標Ⅴ プランの総合的な推進体制づくり

本市がめざす男女共同参画社会の実現のためには、本プランを総合的、計画的に推進することが重要であり、その進捗状況を把握していかなければなりません。

また、プランの施策に限らず、本市の各種計画・施策についても、男女共同参画の視点を踏まえたものである必要があります。

### 方針 1 推進組織の整備・充実

男女共同参画社会は、行政だけで実現できるものではありません。市民、市民活動団体、企業などと行政が男女共同参画に対する考え方を共通認識として持ち、一体となって取り組む必要があります。

#### 施策の方向 ① 男女共同参画社会推進のための条件整備

| 具体的施策                     | 具体的内容                                         | 関係課   |
|---------------------------|-----------------------------------------------|-------|
| 男女共同参画社会づくりのための条例制定への取り組み | 男女共同参画社会の実現を目指すために「みよし市男女共同参画推進条例(仮称)」を制定します。 | 協働推進課 |

#### 施策の方向 ② 市民参加によるプランの推進体系の整備

| 具体的施策                | 具体的内容                                              | 関係課   |
|----------------------|----------------------------------------------------|-------|
| 市民と一体となったプランの推進体系の整備 | 市民のみなさんと協働で、プランを推進するための方法を検討します。                   | 協働推進課 |
| プラン推進の進捗状況の管理        | 年度ごとにプランの進捗状況管理を行うとともに、評価と検討を重ね、実効性の高いプランの推進に努めます。 | 協働推進課 |

### 方針 2 役所内の意識・制度改革の推進

本市としても、国、県、他市町村、関係機関との連携を強化し情報交換を行う中で、プランを総合的に推進していきます。

**施策の方向 ① 行政運営における男女共同参画社会の視点の反映**

| 具体的施策       | 具体的内容                                        | 関係課 |
|-------------|----------------------------------------------|-----|
| 各種計画・施策の見直し | 各種計画や施策を策定・改訂する場合及び行事計画時には、男女共同参画の視点を取り入れます。 | 全課  |

**施策の方向 ② 職員の意識改革・人材育成**

| 具体的施策                     | 具体的内容                                                                                                                                                        | 関係課          |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 意識啓発と<br>人材育成のための<br>職員研修 | 男女共同参画の意識啓発と資質向上を目指し、国・県等関係機関などが主催するさまざまな研修への職員の派遣・参加を促進します。<br>人材育成基本方針に基づき、性別によらない職員の育成を進めます。<br>また、役所内における男女共同参画の実現のため、男女共同参画庁内推進連絡会議を毎年開催し、職員の意識啓発に努めます。 | 職員課<br>協働推進課 |
| 政策決定の場への<br>女性参画          | 職員の意識改革を行うとともに、政策決定の場への女性職員の参画や、管理職への登用を推進します。                                                                                                               | 職員課          |
| 性別によらない<br>職務配分           | 性別に偏りのない組織づくりと、職員の能力に応じた配置を推進します。                                                                                                                            | 職員課          |

## 第5章 数値目標

本プランの取り組みを進めていく上で、本市の男女共同参画がどのように変わったかが具体的にわかるように、数値目標を掲げ達成度を確認していきます。

これらの数値の目標年次は、本プランの推進期間の最終年度である平成30年度（2018年度）までとし、その結果によって目標達成度を検証し、男女共同参画の取り組みに活かしていきます。

| 指 標                                                                                                                                                                                                                                                        | 数 値                          |                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|------------------------------|
|                                                                                                                                                                                                                                                            | 現 状<br>平成 25 年度<br>(2013 年度) | 目 標<br>平成 30 年度<br>(2018 年度) |
| <b>男女の地位に関する意識について</b>                                                                                                                                                                                                                                     |                              |                              |
| ①「男女共同参画社会」の認知度                                                                                                                                                                                                                                            | 77%                          | 80%                          |
| ②家庭生活での男女の平等感                                                                                                                                                                                                                                              | 33%                          | 45%                          |
| ③職場での男女の平等感                                                                                                                                                                                                                                                | 22%                          | 25%                          |
| ④学校教育の場での男女の平等感                                                                                                                                                                                                                                            | 58%                          | 65%                          |
| ⑤政治の場での男女の平等感                                                                                                                                                                                                                                              | 16%                          | 25%                          |
| ⑥地域活動の場での男女の平等感                                                                                                                                                                                                                                            | 29%                          | 35%                          |
| ⑦法律や制度の面での男女の平等感                                                                                                                                                                                                                                           | 33%                          | 45%                          |
| ⑧社会習慣の面での男女の平等感                                                                                                                                                                                                                                            | 17%                          | 20%                          |
| <p>「現状数値」は、平成 25 年 5 月 24 日～6 月 12 日の期間で、市内在住の 16 歳以上の男女それぞれ 500 人、合計 1,000 人を無作為に抽出し、男女共同参画の意識調査を実施した結果で、それぞれの質問に対して「平等である」と答えた人の割合です。</p> <p>「目標数値」は、内閣府が平成 24 年 10 月に行った男女共同参画社会に関する世論調査の結果を目安として、このプランの推進期間の最終年（平成 30 年）に同様の意識調査を実施する場合に目標とする数値です。</p> |                              |                              |

| 指 標                                      | 数 値                          |                              |
|------------------------------------------|------------------------------|------------------------------|
|                                          | 現 状<br>平成 25 年度<br>(2013 年度) | 目 標<br>平成 30 年度<br>(2018 年度) |
| <b>みよし市における女性の登用</b>                     |                              |                              |
| 各種審議会の委員の構成に占める女性の割合                     | 29.4%                        | 35%                          |
| ※法、条例に基づいて設置されている委員会等における女性の登用率を毎年確認します。 |                              |                              |

## 第6章 参考資料

### ◇男女共同参画に関する年表

|                   | 世 界                                                                                                                                      | 日 本                                                                                                                                         | 愛知県                                                                                                                     | みよし市                                                                                 |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和 50 年<br>(1975) | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「国際婦人年世界会議」を開催(メキシコシティ)。「世界行動計画」を採択</li> <li>●国連総会が 1976 年から 1985 年までを「国際婦人の 10 年」と決定</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●衆参両議院本会議で「国際婦人年にあたり、婦人の社会的地位向上をはかる決議」を採択</li> <li>●「婦人問題企画推進本部」設置を閣議決定</li> </ul>                   |                                                                                                                         |                                                                                      |
| 昭和 51 年<br>(1976) | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ILO(国際労働機関)事務局に婦人労働問題担当室が新設</li> </ul>                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>●育児休業法(女子教育職員、看護婦、保母等)の施行</li> <li>●女性初国連公使(緒方貞子)</li> </ul>                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>●総務部に「青少年婦人室」を設置</li> <li>●「愛知県婦人関係行政推進会議」設置</li> <li>●「愛知県婦人問題懇話会」設置</li> </ul> |                                                                                      |
| 昭和 52 年<br>(1977) | <ul style="list-style-type: none"> <li>●女性参加をテーマに国連のアジア・太平洋地域セミナー</li> <li>●第 1 回「女性と健康」国際会議</li> </ul>                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●婦人問題企画推進本部「国内行動計画」決定</li> <li>●国立婦人教育会館開館</li> <li>●「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」の決定</li> </ul>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「婦人の生活実態と意識に関する調査報告書」作成(平成 3 年度まで毎年)</li> <li>●「婦人関係行政の概要」作成(以降毎年度)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●婦人会音頭制定</li> </ul>                           |
| 昭和 53 年<br>(1978) | <ul style="list-style-type: none"> <li>●国際女性学会を東京で開催</li> </ul>                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>●総理府「国内行動計画第 1 回報告書－婦人の施策と現状－」を公表</li> </ul>                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>●県事務所に婦人問題総合窓口設置</li> <li>●婦人労働サービスセンター開設</li> </ul>                             |                                                                                      |
| 昭和 54 年<br>(1979) | <ul style="list-style-type: none"> <li>●国連総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を採択</li> </ul>                                                     |                                                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>●母子福祉会館開館</li> </ul>                                                             |                                                                                      |
| 昭和 55 年<br>(1980) | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「国連婦人の 10 年 1980 年世界会議」開催(コペンハーゲン)</li> <li>●「女子差別撤廃条約」の署名式</li> </ul>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>●総理府「国内行動計画第 2 回報告書－婦人の施策と現状－」を公表</li> <li>●「女子差別撤廃条約」に署名</li> <li>●総理府「国連婦人の十年中間年全国会議」開催</li> </ul> |                                                                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>●国際婦人の十年中間年を記念して婦人議会開催(各地区代表 30 人)</li> </ul> |
| 昭和 56 年<br>(1981) | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「女子差別撤廃条約」の発効</li> </ul>                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「民法及び家事裁判法の一部を改正する法律」施行(配偶者の相続分を 1/3 から 1/2 へ引き上げ、寄与分制度の新設)</li> <li>●労働省「パートバンク」の設置を開始</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「婦人職業サービスルーム」開設</li> <li>●「婦人情報資料コーナー」開設</li> </ul>                             |                                                                                      |
| 昭和 59 年<br>(1984) | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「国連婦人の十年 ESCAP 地域会議」開催(東京)</li> </ul>                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>●アジア太平洋地域婦人国際シンポジウム開催</li> </ul>                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●婦人地域活動者表彰制度開始</li> </ul>                                                        |                                                                                      |

|                   | 世 界                                                                                                            | 日 本                                                                                                                                                                                                            | 愛知県                                                                                                     | みよし市                                                                                               |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和 60 年<br>(1985) | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「国際婦人の十年年世界会議」開催(ナイロビ)</li> <li>●「西暦 2000 年にむけてのナイロビ将来戦略」採択</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●国籍及び戸籍法の一部を改正する法律施行</li> <li>●生活保護基準額の男女差解消</li> <li>●「女子差別撤廃条約」批准</li> <li>●「男女雇用機会均等法」成立</li> </ul>                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「国連婦人の十年」記念事業実施</li> </ul>                                      |                                                                                                    |
| 昭和 62 年<br>(1987) |                                                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「西暦 200 年に向けての新国内行動計画」策定</li> </ul>                                                                                                                                    |                                                                                                         |                                                                                                    |
| 平成元年<br>(1989)    |                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「あいち女性プラン」策定</li> </ul>                                         |                                                                                                    |
| 平成 2 年<br>(1990)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●国連社会理事会「ナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択</li> </ul>                 |                                                                                                                                                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>●母子福祉会館開館</li> </ul>                                             |                                                                                                    |
| 平成 3 年<br>(1991)  |                                                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」第一次改定</li> <li>●「育児休業法」の成立</li> </ul>                                                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>●女性総合センター基本計画策定</li> <li>●愛知女性プラン推進研究会設置</li> </ul>              |                                                                                                    |
| 平成 4 年<br>(1992)  |                                                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「育児休業等に関する法律」施行</li> <li>●「婦人問題担当大臣」設置</li> </ul>                                                                                                                      |                                                                                                         |                                                                                                    |
| 平成 5 年<br>(1993)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>「世界人権会議」開催(ウィーン)</li> </ul>                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>●中学校「家庭科」男女必修開始</li> <li>●「パートタイム労働法」施行</li> <li>●女性初衆議院議長(土井たか子)</li> </ul>                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「青少年婦人室」を「青少年女性室」に改称</li> <li>●「審議会等委員への女性の登用推進要綱」制定</li> </ul> |                                                                                                    |
| 平成 6 年<br>(1994)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「開発と女性」に関する第 2 回アジア・太平洋大臣会議</li> <li>●「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択</li> </ul>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●総理府に「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」設置</li> <li>●総理府に「男女共同参画推進本部」設置</li> <li>●「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」策定</li> <li>●高等学校の「家庭科」男女必修開始</li> <li>●女性初最高裁判事(高橋久子)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●あいち農村漁村女性プラン」策定</li> </ul>                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●教育委員会に女性担当窓口として「女性室」設置</li> <li>●「女性団体活性化研究会」発足</li> </ul> |

|                   | 世 界                                                                                                   | 日 本                                                                                                                                                                          | 愛知県                                                                                                                                          | みよし市                                                                                                                      |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 7 年<br>(1995)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●第 4 回世界女性会議開催(北京)</li> <li>●「北京宣言」及び「行動綱領」採択</li> </ul>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」公布</li> <li>●介護休業制度の法制化</li> </ul>                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「第 4 回世界女性会議」記念事業実施</li> </ul>                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「女性団体活性化研究会による女性問題への提言に基づき住民意識調査実施</li> </ul>                                     |
| 平成 8 年<br>(1996)  |                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン—21 世紀の新たな価値の創造—」答申</li> <li>●「男女共同参画 2000 年プラン」策定</li> </ul>                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●財団法人あいち女性女性総合センター設置</li> </ul>                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「女性行動計画策定懇話会」設置</li> <li>●「三好町女性団体ネットワーク研究会」発足</li> </ul>                         |
| 平成 9 年<br>(1997)  |                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「男女雇用機会均等法」改正</li> </ul>                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「あいち男女共同参画 2000 年プラン」策定</li> </ul>                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「三好町女性行動計画『シンフォニー』」策定</li> <li>●婦人団体五十周年記念「みよし女性フェスティバル」開催</li> </ul>             |
| 平成 10 年<br>(1998) |                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法について」答申</li> </ul>                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「あいち男女共同参画推進市町村サミット」開催</li> </ul>                                                                    |                                                                                                                           |
| 平成 11 年<br>(1999) |                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「女性に対する暴力のない社会をめざして」答申</li> <li>●「男女共同参画社会基本法」施行</li> </ul>                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「男女共同参画社会づくりシンポジウム」開催</li> </ul>                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「三好町女性団体連絡協議会」発足</li> </ul>                                                       |
| 平成 12 年<br>(2000) | <ul style="list-style-type: none"> <li>●国連特別総会「女性 2000 年会議」開催(ニューヨーク国連本部)「政治宣言」及び「成果文書」を採択</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画審議会答申「女性に対する暴力に関する基本方策について」</li> <li>●「ストーカー規制法」施行</li> <li>●「男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>●21 世紀初頭の男女共同参画新プランの基本方向について」男女共同参画懇話会提言</li> <li>●「総務部青少年女性室」から「県民生活部社会活動推進課男女共同参画室」へ名称変更</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「女性室」を「青少年女性室」に改称</li> </ul>                                                      |
| 平成 13 年<br>(2001) |                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●内閣府に「男女共同参画局」新設</li> <li>●「男女共同参画会議」設置</li> <li>●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)一部施行</li> <li>●「育児休業法」の改正(対象となる子の年齢引き上げ)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして」策定</li> </ul>                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「青少年女性室」を「青少年女性課」に改称</li> <li>●「三好町男女共同参画社会検討委員会」設置</li> <li>●住民意識調査実施</li> </ul> |

|                   | 世 界                                         | 日 本                                                                                     | 愛知県                                                                           | みよし市                                             |
|-------------------|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 平成 14 年<br>(2002) |                                             | ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」完全施行                                                        | ●「愛知県男女共同参画推進条例」施行                                                            | ●「男女共同参画計画」策定に向けて三好町男女共同参画社会検討委員会提言              |
| 平成 15 年<br>(2003) |                                             | ●「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定<br>●「次世代育成支援対策推進法」及び「少子化社会対策基本法」成立                    |                                                                               | ●「みよし男女共同参画プラン『パートナー』」策定<br>●女性の悩み事電話相談の開設       |
| 平成 16 年<br>(2004) |                                             | ●育児・介護休業法改正<br>●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正                                         | ●男女共同参画チャレンジフェスタ開催                                                            | ●青少年女性課が社会教育課に統合                                 |
| 平成 17 年<br>(2005) | ●第 49 回国連婦人の地位委員会（「北京+10」世界閣僚級会合）開催（ニューヨーク） | ●改正育児・介護休業法施行<br>●男女共同参画基本計画（第 2 次）閣議決定<br>●「女性の再チャレンジ支援プラン」策定                          | ●「あいち子育て・子育て応援プラン」策定<br>●「男女共同参画フォーラム in あいち」開催<br>●「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定 | ●男女共同参画川柳の募集                                     |
| 平成 18 年<br>(2006) |                                             | ●男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」<br>●男女雇用機会均等法改正                                 | ●「あいち男女共同参画プラン 2 1」改定<br>●「財団法人あいち女性総合センター」から「財団法人あいち男女共同参画財団」に改称             | ●男女共同参画セミナーの開催<br>●ステップアップスクールの開催<br>●「女性のつどい」開催 |
| 平成 19 年<br>(2007) |                                             | ●「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正<br>●「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 | ●愛知県少子化対策推進条例施行                                                               | ●町民協働部町民活動支援課発足<br>●「みよし男女共同参画プラン『パートナー』改訂着手     |
| 平成 20 年<br>(2008) |                                             | ●「仕事と生活の調和推進室」設置<br>●「女性の参画加速プログラム」策定                                                   | ●あいち女性のチャレンジ応援サイト「愛チャレンジ」開設                                                   | ●「みよし男女共同参画プラン『パートナー』改訂<br>●「女性のつどい」を「町民のつどい」に改称 |
| 平成 21 年<br>(2009) |                                             | ●男女共同参画シンボルマーク決定                                                                        |                                                                               |                                                  |

|                   | 世 界                                                    | 日 本                        | 愛知県                         | みよし市                                 |
|-------------------|--------------------------------------------------------|----------------------------|-----------------------------|--------------------------------------|
| 平成 22 年<br>(2010) | ●第 54 回国連婦人の地位委員会（「北京＋15」）開催(ニューヨーク)                   | ●第 3 次男女共同参画基本計画閣議決定       |                             | ●1 月「三好町」から「みよし市」に                   |
| 平成 23 年<br>(2011) | ●「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関」正式発足                      |                            | ●「あいち男女共同参画プラン 2011－2015」策定 |                                      |
| 平成 24 年<br>(2012) | ●ロンドン五輪開催「女性躍進」すべての参加国・地域からの女子選手の参加と、全競技での女子選手出場が実現した。 | ●「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」閣議決定 |                             | ●「市民協働部」を「協働部」に、「市民活動支援課」を「協働推進課」に改称 |
| 平成 25 年<br>(2013) |                                                        |                            |                             | ●「みよし男女共同参画プラン『パートナー』」改訂             |
| 平成 26 年<br>(2014) |                                                        |                            |                             | ●「みよし男女共同参画プラン『パートナー』 2014－2018」発行   |

## ◇みよし市における男女共同参画プラン策定経過

|                 |                              |
|-----------------|------------------------------|
| 平成 9 年(1997 年)  | 「三好町女性行動計画『シンフォニー』」策定        |
| 平成 15 年(2002 年) | 「みよし男女共同参画プラン『パートナー』」策定      |
| 平成 21 年(2009 年) | 「みよし男女共同参画プラン『パートナー』(改訂版)」策定 |

## ◇「みよし男女共同参画プラン『パートナー』2014-2018」 策定経過

| 年 月 日                                  | 内 容                                                                                                                         |
|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 25 年 4 月 22 日<br>(2013 年)           | 第 1 回みよし市男女共同参画プラン改訂調整委員会(=みよし市役所内の次長級職員で構成する委員会)の開催<br>・第 1 回みよし市男女共同参画プラン審議会への提出資料の検討                                     |
| 平成 25 年 5 月 9 日<br>(2013 年)            | 第 1 回みよし市男女共同参画プラン審議会の開催<br>・委嘱状交付<br>・会長、副会長の選出<br>・みよし市男女共同参画プラン見直しの概要について<br>・プラン各施策の進捗状況について<br>・アンケート調査(案)について         |
| 平成 25 年 5 月 24 日～<br>(2013 年) 6 月 12 日 | 男女共同参画社会に関するアンケート調査の実施<br>○市内在住の 16 歳以上の男女各 500 人、合計 1,000 人を無作為に抽出。郵送による配布および回収<br>○回答数 365 通(うち有効回答数 363 通)<br>○回収率 36.5% |
| 平成 25 年 7 月 16 日<br>(2013 年)           | 第 2 回みよし市男女共同参画プラン改訂調整委員会の開催<br>・第 2 回みよし市男女共同参画プラン審議会への提出資料の検討                                                             |
| 平成 25 年 7 月 25 日<br>(2013 年)           | 第 2 回みよし市男女共同参画プラン審議会の開催<br>・アンケート調査結果について<br>・プラン各施策進捗状況について<br>・プラン見直し(案)について                                             |
| 平成 25 年 9 月 20 日<br>(2013 年)           | 第 3 回みよし市男女共同参画プラン改訂調整委員会の開催<br>・第 3 回みよし市男女共同参画プラン審議会への提出資料の検討                                                             |

| 年 月 日                                                 | 内 容                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 25 年 10 月 3 日<br>(2013 年)                          | 第 3 回みよし市男女共同参画プラン審議会の開催<br>・プランの内容（「具体的な施策」及び「具体的内容」）について<br>・「みよし市の男女共同参画を取り巻く状況」について<br>・数値目標について |
| 平成 25 年 10 月 30 日<br>(2013 年)                         | 第 4 回みよし市男女共同参画プラン改訂調整委員会の開催<br>・第 4 回みよし市男女共同参画プラン審議会への提出資料の検討                                      |
| 平成 25 年 11 月 14 日<br>(2013 年)                         | 第 4 回みよし市男女共同参画プラン審議会の開催<br>・新プラン原稿案について<br>・パブリックコメント原稿案について                                        |
| <b>* 予定</b><br>平成 26 年 1 月 15 日～<br>(2014 年) 2 月 14 日 | パブリックコメントの募集                                                                                         |
| <b>* 予定</b><br>平成 26 年 2 月下旬<br>(2014 年)              | 第 5 回みよし市男女共同参画プラン改訂調整委員会の開催<br>・第 5 回みよし市男女共同参画プラン審議会への提出資料の検討                                      |
| <b>* 予定</b><br>平成 26 年 2 月下旬<br>(2014 年)              | 第 5 回みよし市男女共同参画プラン審議会の開催<br>・パブリックコメントの結果について<br>・パブリックコメントの結果を受けての最終原稿案について                         |
| <b>* 予定</b><br>平成 26 年 2 月下旬<br>(2014 年)              | パブリックコメント結果の公表                                                                                       |
| <b>* 予定</b><br>平成 26 年 3 月中旬<br>(2014 年)              | 第 6 回みよし市男女共同参画プラン改訂調整委員会の開催<br>・第 6 回みよし市男女共同参画プラン審議会への提出資料の検討                                      |
| <b>* 予定</b><br>平成 26 年 3 月下旬<br>(2014 年)              | 第 6 回みよし市男女共同参画プラン審議会の開催<br>・最終原稿案について                                                               |
| <b>* 予定</b><br>平成 26 年 4 月<br>(2014 年)                | みよし男女共同参画プラン「パートナー」2014－2018 発行                                                                      |

◇みよし市男女共同参画プラン審議会委員（順位不同・敬称略）

会 長 小 田 佳 子（東海学園大学スポーツ健康科学部准教授）

副会長 花 井 伸（みよし市小中学校校長会代表）

委 員 正 道 克 美（みよし市区長会代表）

稲 月 かよ子（みよし市社会教育委員会代表）

野 崎 又 嗣（みよし市民生児童委員協議会代表）

久 野 ひとみ（JA あいち豊田女性部三好支部代表）

木 戸 早 苗（みよし商工会女性部代表）

宮 代 カレン（在住外国人代表）

荒 木 理 佳（公募委員）

岸 野 佳 江（公募委員）

# ◇男女共同参画社会基本法

(平成十一年法律第七十八号)

## 目次

### 前文

### 第一章 総則(第一条—第十二条)

### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

### 第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立で

ない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

#### (設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

#### (所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

#### (組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

#### (議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

#### (議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
  - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
  - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

#### (議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

#### (資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

#### (政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二十三日法律第七十八号) 抄

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

#### (男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

十二から五十八まで 略

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

# ◇配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：平成二十五年法律第七十二号

## 目次

### 前文

### 第一章 総則(第一条・第二条)

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)

### 第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

### 第四章 保護命令 (第十条―第二十二條)

### 第五章 雑則 (第二十三条―第二十八條)

#### 第五章の二 補則(第二十八條の二)

### 第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

#### (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がある家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安

全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するように努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止する

ための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次

条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配

偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該押具者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられるこ

とを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知りえる状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申し立てをする場合にあっては、被害者が当該親族

等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という）に同項第五号イからニまでに掲げる。事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求める

ことができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深

めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替える

ほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|     |     |                                             |
|-----|-----|---------------------------------------------|
| 第二条 | 被害者 | 被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。） |
|-----|-----|---------------------------------------------|

|                                                     |                      |                                     |
|-----------------------------------------------------|----------------------|-------------------------------------|
| 第六条第一項                                              | 配偶者又は配偶者であった者        | 同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者 |
| 第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項 | 配偶者                  | 第二十八条の二に規定する関係にある相手                 |
| 第十条第一項                                              | 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合 | 第二十八条の二に規定する関係を解消した場合               |

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

## 附 則〔抄〕

### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

### （経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは「婦人相談所」とする。

### （検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

### （経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

2003 年 3 月 「みよし男女共同参画プラン『パートナー』」発行  
2009 年 3 月 「みよし男女共同参画プラン『パートナー』（改訂版）」発行  
2014 年 4 月 「みよし男女共同参画プラン『パートナー』2014－2018」発行

事務局 みよし市協働部協働推進課

〒470－0295

愛知県みよし市三好町小坂 5 0 番地